

平成 29 年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について

1. 指定管理業務

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 他部署の施設利用に係る費用負担について</p> <p>【結果】 報告書 55 頁</p> <p>スカイプラザ浜大津内の青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めらるべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。</p> <p>スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。</p>	<p>関係各課と施設利用に係る費用負担の方針について協議し、応分の光熱水費等の負担を求め指定管理業務の収入とし、費用負担の適正化を図るよう検討してまいります。</p>	文化・青少年課
<p>(イ) 利用料金の後払いについて</p> <p>【結果】 報告書 56 頁</p> <p>大津市スカイプラザ浜大津条例において、利用料金は使用前の前払いが求められる。</p> <p>しかし、社会福祉法人Aの使用については、恒常的に使用後の後払いとなっており、同条例と異なる取扱いがなされている。</p> <p>条例に従った利用料金の徴収が必要であり、仮に使用者によって異なる取扱いとするのであれば、条例・規則等において、当該異なる取扱いについて明文化する必要がある。</p>	<p>条例・規則に基づく利用料金の賦課、徴収について徹底を図るよう指定管理者に指導しました。</p> <p>なお、改めて確認した結果、当該社会福祉法人の使用及び後払いは恒常的なものではなく、平成28年度の1回のみでした。</p>	文化・青少年課
<p>(ウ) 自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について</p> <p>【意見】 報告書 56 頁</p> <p>指定管理者は各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。</p> <p>指定管理者がスタジオ等の貸室を使</p>	<p>指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合において、条例に基づく利用料金を納付するよう指導するとともに、指定管理者より利用料金の納付に向け取り組むことを確認しました。</p>	文化・青少年課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の利用者との公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。</p>		
<p>(エ) レジ収納の取消（マイナス入力）処理について 【意見】 報告書 56 頁 指定管理者による利用料金等のレジ収納の状況を確認するため、レジから出力されるジャーナル（平成29年3月分）を閲覧したところ、日次で行うレジの締め処理後、及び営業時間内に、それぞれ入金記録と同額の入金取消（マイナス）入力があった。 レジ収納の取消（マイナス入力）処理の正当性（レジの誤入力の訂正等）を確認するために、日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者の確認を求めるなどの対応をすべきである。</p>	<p>日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者が確認するとともに、日計データの確認やジャーナルとの照合にも責任者に確認を求めるなど、より一層、適正な収納処理をするよう指定管理者に指導しました。</p>	<p>文化・青少年課</p>
<p>(オ) 自主事業計画書の提出と事前承認について 【結果】 報告書 57 頁 基本協定書において、自主事業を実施する場合は、市に対して計画書を提出し、事前に承認を得なければならないと規定している。 指定管理者は自主事業として指定管理施設内に自動販売機を2台、有料コピー機を1台設置しているが、自主事業の計画書を提出しておらず、市も設置を認識していながら、計画書の提出を求めている。 市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか検討した上で承認する必要がある。</p>	<p>自主事業実施の際の事前承認の必要性について、指定管理者に指導するとともに、提出された自主事業計画書の内容について承認しました。</p>	<p>文化・青少年課</p>
<p>(カ) 貸与備品の管理について 【結果】 報告書 57 頁 市から貸与されている備品について、実物はあるものの、備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。 また、貸与備品の台帳上記載がないが、実際には実物が存在するものもあった。 貸与備品は市の所有物であり、市の</p>	<p>市が貸与している備品のうち、備品管理シールが貼り付けられていないものに備品シールを貼り付けました。また、貸与備品台帳に記載のない備品について、当該台帳に登録しました。</p>	<p>文化・青少年課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。		
(キ)指定管理業務外の物品管理について 【意見】報告書 58 頁 市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが指定管理施設内に混在しており、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。 指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確化する必要がある。	指定管理の更新時に、当該保管物品の管理責任を明確にした上で、仕様書等に明記します。	文化・青少年課

②大津市民会館

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
(ア)自動販売機の設置について 【結果】報告書 59 頁 指定管理者は大津市民会館に自動販売機を設置しているが、事業計画書の自主事業の箇所や事業計画書以外の資料に自動販売機の設置についての記載がなかった。 自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく自主事業に該当することから、指定管理者は、従前から設置されているものであっても、毎年度事業計画書に記載を行い、市の承認を得た上で行う必要がある。	毎年度、自主事業計画書を提出するよう指定管理者に指導しました。なお、自動販売機の設置に係る自主事業計画書については、報告された自主事業の内容について承認しました。	文化・青少年課
(イ)月次報告及び期別報告について 【結果】報告書 60 頁 基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。 基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告	基本協定書に基づき、月次事業報告書には「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には「アンケート調査実施結果」を記載するよう指定管理者に指示し、月次事業報告書には平成30年2月分から、期別事業報告書については平成29年度第3期（12月から3月まで）からそれぞれ報告されています。	文化・青少年課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>		
<p>(ウ) 駐車場に関する協定書について 【結果】 報告書 62 頁 大津市民会館は利用者が利用できる 60 台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。 「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」（協定書）は平成 10 年 12 月 24 日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄に支払うべき月額が税込み 41,097 円である旨が規定されているものの、協定書が締結された時点において消費税及び地方消費税率は 5% であり、平成 28 年においては 8% となっていることから、同社は税込み 42,271 円で請求していた。 市は、実際の請求額と相違ないよう、早急に協定書の金額を変更する必要がある。</p>	<p>京阪ホールディングス株式会社（旧京阪電気鉄道株式会社）と税別の請求額が記載された新たな協定書を締結（平成 30 年 6 月）します。</p>	<p>文化・青少年課</p>
<p>(エ) 経費按分について 【意見】 報告書 63 頁 大津市民会館の指定管理者は大津市公民館の指定管理も担っており、建物も大津市公民館と一体となっていることから、共通経費については通常大津市民会館と大津公民館で 60% と 40% という比率で振り分けを行っているが、共用部分に係る修繕費は全て大津公民館に計上されていた。 これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分する必要があると考えられる。</p>	<p>施設の共用部分に係る修繕費については、共通経費と同様に合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分し、収支決算書に計上するよう指定管理者に指導しましたが、平成 29 年度の修繕費については、既に合理的な比率を用いた按分がされています。</p>	<p>文化・青少年課</p>

③大津市大谷乗馬場

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 料金徴収に関する条例と実態との乖離について 【結果】 報告書 66 頁 条例で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者に、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施</p>	<p>平成 31 年度から、現在の条例に基づき、利用者から利用料金を徴収することで解消を図ります。</p>	<p>市民スポーツ・国体推進課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。</p> <p>指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。</p> <p>市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。</p>		
<p>(イ)消火器の点検及び交換について 【結果】報告書 67 頁</p> <p>大谷乗馬場に設置されている消火器 3 台のいずれもが 10 年以上前に購入され、最後に点検がされたのが平成 20 年であり、老朽化された消火器が放置されている状況であった。</p> <p>指定管理者と市とで協議の上、消火器の交換について早急に検討すべきであり、また、交換後は定期的に点検を受けるようにすべきである。</p>	<p>3 月に消火器 3 台を購入し、再配置しました。今後、半年に 1 回の定期点検を受けるよう指定管理者に指示しました。</p>	<p>市民スポーツ・国体推進課</p>

④大津市市民プール

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)自動販売機の設置について 【結果】報告書 68 頁</p> <p>指定管理者は富士見市民温水プールに自主事業の一部として、自動販売機を 4 台設置しているが、市の承認手続が行われていなかった。</p> <p>また、これとは別の団体が自動販売機を 1 台設置しており、指定管理者の自主事業として、指定管理者と同団体との間で自動販売機設置に関する協定書を締結し、指定管理者は同団体より自動販売機の設置に係る電気代を受け取ることとなっている。しかし、平成 28 年度以降電気代の請求が行われていなかった。</p> <p>自主事業の報告が正確に行われるよう指導し、自主事業に関する単純な事務手続の漏れが生じにくい管理体制を設けるべきである。</p>	<p>指定管理者に対し自動販売機の設置については自主事業として事業計画に盛り込み、市の承認が必要であることを指導しました。請求できていなかった電気代は徴収済みとの報告を受けました。</p> <p>また、指定管理者のモニタリング時に報告を求め、現地でも確認することで、事務手続の漏れが生じないようにしました。</p>	<p>市民スポーツ・国体推進課</p>

⑥大津市斎場(大津聖苑・志賀聖苑)

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)非常用発電設備の管理状況について</p> <p>【意見】報告書 75 頁</p> <p>現地調査を行った大津聖苑に関して、発電装置の蓄電池の触媒栓の有効期限が切れており、取替えが必要であるとの点検結果を外部専門機関より受けているにも関わらず、非常用電源設備の改修は行われておらず、市の担当者も当該事実を把握していなかった。大津聖苑は市の施設であり、安全性には十分に配慮する必要がある。早急に、市と協議の上、非常用電源設備の改修を行うことが必要である。</p>	<p>施設の安全確保は設置者である本市の責務であることから、適切な維持管理が必要であると認識しています。指定管理者と協議した結果、平成 30 年 4 月に発電機の蓄電池交換（触媒栓含む。）を実施しました。</p> <p>今後は、指定管理者との連携をより強化して、委託者として管理監督、指導することで適切な施設管理に努めていきます。</p>	<p>戸籍住民課</p>
<p>(イ)絵画、壺の管理について</p> <p>【意見】報告書 75 頁</p> <p>現地調査を行った大津聖苑に関して、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画や壺が発見された。絵画や壺の所有者が不明であるため、責任の所在も不明であり、適切に管理されていない状況であった。</p> <p>今後は、適切な管理が適時に行われるよう留意されたい。</p>	<p>絵画や壺をリストアップし、本市の備品として平成 29 年 10 月に備品管理台帳に登録しました。</p> <p>施設備品について、適切な管理を行います。</p>	<p>戸籍住民課</p>

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)自主事業の報告について</p> <p>【結果】報告書 77 頁</p> <p>自主事業として「リハビリ介護塾パート 1」が開催されているが、事業計画書には、具体的にどのような自主事業を実施するかの記載はなく、事業報告書においても自主事業を実施した旨及びどのような自主事業を実施したかについての記載はない。</p> <p>自主事業として実施しているものについては、事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。</p>	<p>平成 30 年度の事業計画書から、自主事業として実施するものについては、事業計画書に明記して市に報告し、承認を得るよう指導しました。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>(イ)施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(i)回数駐車券の管理簿の記載について</p> <p>【結果】報告書 78 頁</p> <p>回数駐車券については「回数駐車券購入・払出状況」という管理簿で出納・残高管理を行っているが、10 月 19 日時点の使用において、使用前の残高 82 枚に対して払い出し枚数が 9 枚、使用後の残高が 71 枚となっており、2 枚整合していなかった。</p> <p>駐車場利用券の適切な管理を行うために、管理簿の記載は正確に行う必要がある。また、管理簿の記載が正確になされていることを記載者とは別の者が確認することが必要である。</p>	<p>回数駐車券の管理については、ダブルチェックを行うなど徹底した管理が図れるよう指定管理者に指導したところであり、市としてもモニタリングチェックを行う際に確認を行います。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>(イ)施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(ii)施設利用者の確認について</p> <p>【意見】報告書 79 頁</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。</p> <p>虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである。</p>	<p>駐車料金の無料化処理は当該施設の利用者のみになされるものであることから、関係者の確認やイベント利用者に駐車場利用引換券を交付するなど施設利用者进行特定し、不正利用の防止策について検討しています。</p>	<p>福祉政策課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ)施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について</p> <p>【結果】 報告書 79 頁</p> <p>会議室の利用者が追加で 60 分駐車場を無料で利用できることは、「天津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」に規定されている。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、天津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、天津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。</p> <p>駐車料金の免除は、あくまで駐車場の指定管理者が主体となって行うものであり、天津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を天津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。なお、明日都浜天津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。</p> <p>市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、上記他の施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。</p>	<p>明日都浜天津公共駐車場を利用する各施設においては、利用者の駐車券を割引認証機（エンコーダ）に認証させ、又は事前に購入した回数券を利用者に交付することによって駐車料金の無料化手続を行っています。</p> <p>こうした利用者に対する無料化分の駐車料金は、各施設が歳出予算から支出し、駐車場事業特別会計の歳入予算として収納しているため、厳密には減免には該当しません。</p> <p>このことから、施設等利用者に対する無料化が規則に準拠する手続となるよう規則改正を含めて検討していきます。</p>	福祉政策課
<p>(ウ)市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(i) 予約可能時期について</p> <p>【意見】 報告書 80 頁</p> <p>「天津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は利用日の属する月の 2 か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約 1 年前から貸室の予約を行っている。しかし、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。</p> <p>市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要があるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。</p>	<p>市及び市の関係団体の施設利用の予約可能時期については、指定管理者と協議を行い、決定しているものです。</p> <p>利用者全ての貸室の予約時期については、次回指定管理者の選定（平成 33 年 4 月）を行う際、仕様書等に明記いたします。</p>	福祉政策課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ)市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(ii)予約の必要性について</p> <p>【意見】報告書 81 頁</p> <p>市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。</p> <p>市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。</p>	<p>市及び市の関係団体の施設利用については、平成 27 年度に一部見直しを行ったところですが、しながら、利用時間を長めに予約する事例も見受けられることから、再度徹底が図れるよう取り組んでいきます。</p>	福祉政策課

②大津市立障害者福祉センター

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)備品シールの添付について</p> <p>【結果】報告書 83 頁</p> <p>「備品台帳一覧表」に記載されている備品のうち、8 点現物を確認した結果、備品 1 点について備品シールが貼付されていなかった。</p> <p>日々の業務や定期的な現物実査の中で備品シールの貼付漏れに気づいた場合には、市に報告を行い、備品シールを要請の上、現物に貼付すべきである。</p>	<p>備品シールが貼付されていない備品については、備品シールを取り寄せ、現物に貼り付けたことを確認しました。</p>	障害福祉課
<p>(イ)IT 支援室の事業報告について</p> <p>【結果】報告書 84 頁</p> <p>指定管理者は、IT サロン事業やパソコンボランティア派遣事業などの障害者 IT 利用促進事業を、自主事業計画書に自主事業として記載し、市に報告の上で実施しているが、指定管理業務の施設管理事業と自主事業の障害者 IT 利用促進事業について、会計上それぞれ単位を分けており、市への事業報告は施設管理事業のみの収支をもって行われている。</p> <p>指定管理施設で行われている指定管理業務や自主事業の収支を適切に把握する観点から、市は指定管理者から自主事業の収支についても報告を受けるべきである。</p>	<p>平成 30 年度から、自主事業に係る収支についても市に報告するよう指導しました。</p>	障害福祉課

③母と子の家しらゆり

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)自主事業の届出について</p> <p>【結果】報告書 86 頁</p> <p>平成28年度の収支計算書に教育実習生の受入れによる収入として、「受入研修費収入」301,100円が計上されている。教育実習生の受入れは仕様書に規定されている業務に含まれていないが、事業計画書で自主事業として記載されておらず、事前の口頭での報告で了承し、書面による届出は行われていなかった。また、所管課も、指定管理者に対して事業計画書への記載や書面での届け出を求めていなかった。</p> <p>指定管理者が仕様書で規定されている業務以外の自主事業を行うには、事業計画書に記載するか、書面で届出を行い、市の承認を得るという適切な手順を踏む必要がある。また、市も指定管理者が行っている事業が適切であるかモニタリングを徹底すべきである。</p>	<p>教育実習生の受入れは自主事業に該当するため、事業計画書に記載するよう指導し、平成30年度事業計画書に保育士養成校の学生の保育実習の場として、積極的に実習生の受け入れを行う旨の記載があることを確認しました。</p> <p>引き続き、指定管理者の事業運営について、適切に管理、指導等を行います。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p>(イ)変更協定書の誤りにについて</p> <p>【結果】報告書 86 頁</p> <p>平成28年4月1日付の変更協定書において、平成25年11月28日付の基本協定書に記載されている別表第2を別表第1とする変更が行われている。</p> <p>基本協定書に添付されている別表第2には「第16条関係」と記載されているため、変更協定書に添付される別表第1にも「第16条関係」と記載されることになるが、実際に変更協定書に添付された別表第1には、「第15条関係」と誤った記載がされていた。</p> <p>変更協定書を訂正し、今後は不備の無いように徹底する必要がある。</p>	<p>「大津市立母と子の家しらゆりの管理に関する基本協定の一部を変更する協定」を平成30年4月2日付けで締結し、別表第1を「第16条関係」に訂正します。</p>	<p>子ども家庭課</p>

(3) 健康保険部保健所

①総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)貸与備品の管理について</p> <p>【意見】 報告書 91 頁</p> <p>貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した結果、椅子（スチール製）について、備品管理シールが貼り付けられておらず、現物を特定することができなかった。同じ種類の椅子（スチール製）は6脚あり、指定管理者がたな卸を行う際には、トータル脚数での一致を確認しているのみであり、個別の備品単位での確認は行われていなかった。また、椅子（スチール製）に椅子（木製）の備品シールが貼られており、実物と備品シールが一致していない状況であった。</p> <p>指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>備品管理シールが貼り付けられていなかったものについては、使用を重ねるうちに剥がれ落ちた可能性が高いことから、貼付位置を工夫し、再度、シールを貼り付けました。また、規格が一致していなかったものについては、適正な内容にシールを修正しました。併せて、今回、対象とならなかった貸与備品についても改めて調査を行い、台帳と現物が一致していることを確認しました。今後においても、適正な備品管理が継続されるよう指定管理者への指導監督を行います。</p>	健康推進課
<p>(イ)売上日報の確認証跡について</p> <p>【意見】 報告書 92 頁</p> <p>売上日報には、作成者や確認者の押印欄はあるものの使用されておらず、誰が作成し確認したかの証跡は残されていない。</p> <p>現金不正を防止する観点からは、毎日、証跡を残すべきである。</p>	<p>作成者及び確認者を押印により明確にし、複数のスタッフで作成、確認を行った証跡を確実に残すよう改めました。</p>	健康推進課

(4) 産業観光部

①大津市勤労福祉センター

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)備品の管理について</p> <p>【結果】報告書 94 頁</p> <p>4 階の会議室 1 に設置されている掛け時計には、市が現在使用している様式の備品シールは貼付されておらず、市が過去に使用していた様式の備品シールのみが貼付されたままになっていた。また、当該掛け時計は市の貸与備品台帳に掲載されていなかった。</p> <p>所有者を明確にするためにも市の備品台帳に登録した上で新たな備品シールへの貼り替えを行い、適切に備品管理を行うべきである。</p>	<p>当該掛け時計については、新たに市備品の登録を行い、備品シールの貼り替えを行いました。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>(イ)勤労青少年ホームの利用状況の把握について</p> <p>【意見】報告書 94 頁</p> <p>大津市勤労福祉センター条例第 3 条第 2 項に、「勤労青少年ホームを使用することができる者は、35 歳未満の勤労者とする」旨が規定されている。同条第 3 項には「市長が必要と認めるときは、勤労青少年ホームの用途又は目的を妨げない限度において、35 歳未満の勤労者以外のものに使用させることができる」旨も規定されているが、仕様書にも「35 歳未満の勤労者のための施設である」と明記されているため、指定管理者は 35 歳未満の勤労者の利用を促進する努力をする必要がある。</p> <p>しかし、指定管理者は勤労青少年ホームの利用者を年齢別（35 歳未満か否か）では把握していない。</p> <p>指定管理者は、施設の目的にあった利用を促進する材料として、青少年ホームの利用者が 35 歳未満の勤労者か否かを把握し、市に報告すべきである。</p>	<p>平成 30 年 4 月より、指定管理者からの「各月使用実績報告書」に、35 歳未満の人数報告枠を新たに設け、報告を受けています。</p>	<p>商工労働政策課</p>

②大津市まちなか交流館

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)自主事業の承認について</p> <p>【意見】報告書 97 頁</p> <p>事業計画書に記載していない事業を平成 28 年度中に自主事業として開始しているが、市が承認した記録は残されていなかった。</p>	<p>指定管理者に対して、自主事業を年度途中で新たに実施する場合は、担当課と協議を行った上で実施することを確認し、承認フローを明確にしました。なお、協議内</p>	<p>商工労働政策課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>指定管理期間は5年間あり、市の担当者が交代することが想定されるため、自主事業を承認した経緯を文書として残し、引き継いでいく必要がある。そのためには、自主事業を年度の途中で新たに実施した場合の承認フローを明確にするとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載される体制を構築する必要がある。</p>	<p>容について月次の報告書にて報告を行うとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載するよう指示しました。</p>	
<p>(イ) 備品台帳への登録について (i) 備品台帳に未記載の備品について 【意見】 報告書 97 頁</p> <p>「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）が発見された。</p> <p>当該ブリキ製のおもちゃについて、価値が認められるのであれば、「備品台帳一覧表」及び「大津市まちなか交流館の管理に関する仮基本協定書」に記載をした上で、台帳に基づき管理をする必要がある。</p>	<p>「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）については、取得日が古く、経緯や価値が明らかでないものであり、契約検査課と協議の上、「備品台帳一覧表」への登録は行わないこととしました。</p> <p>なお、保管されている全てのブリキ製のおもちゃについては、名称、写真及び保管場所を明記した管理台帳を作成しています。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>(イ) 備品台帳への登録について (ii) 台帳の登録単位について 【意見】 報告書 98 頁</p> <p>「備品台帳一覧表」に記載されている備品について展示されているものと未展示のものがあり、展示されているものは3階展示ケースに、未展示のものは3階の倉庫にそれぞれ保管されていた。</p> <p>当該備品は複数種類のものが一括で備品登録されており、上記の通り展示されているものと未展示のものとの保管場所が異なる場合に、一体として管理することが困難である。また、市の担当者が交代した場合、その把握も困難となる恐れがある。</p> <p>備品台帳一覧表への記載は管理できる最小の単位で行い、当該最小の単位で現物管理を行う必要がある。</p>	<p>備品台帳に一括で登録されている備品については、価値を明確に分け、最小の単位で台帳へ再登録することは難しいと判断しました。</p> <p>なお、一括で登録されている全ての備品については、最小の単位で名称、写真及び保管場所を明記した管理台帳を作成しています。</p>	<p>商工労働政策課</p>

③大津市公人屋敷(旧岡本邸)

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 来館者へのアンケートの保管について 【結果】 報告書 100 頁</p> <p>来館者に対するアンケート結果を月</p>	<p>市の承認を得ずにアンケート原紙を破棄することがないように、指定管理者に指導しました。</p>	<p>観光振興課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>次報告資料として市に提出しているが、来館者から入手したアンケートを転記したものを提出しており、原紙は市の承認を得ずに破棄されていた。</p> <p>指定管理者がアンケートの原紙を破棄していたという事実は、仕様書に反した行為であるため、指定管理者は訂正文書管理を徹底する必要がある。</p>		

④旧竹林院

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)基本協定書の誤りについて 【結果】報告書 102 頁</p> <p>平成 26 年 2 月 7 日付けの「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書」第 20 条には費用の負担等が定められており、同条第 2 号に「旧竹林院の管理に関するリスク分担については、別表第 3 のとおりとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、費用のリスク分担に関して記載されている別表第 3 には、「別表第 3（第 19 条関係）」と記載されており、仮基本協定書の記載と別表の記載に不整合が生じていた。</p> <p>当事者間のトラブルを防止するためにも、今後は不備の無いように徹底する必要がある。</p>	<p>平成 28 年 11 月 1 日付けで締結した平成 29 年度以降の「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書」において、御指摘の不備を修正しました。</p>	観光振興課
<p>(イ)経費の負担について 【結果】報告書 103 頁</p> <p>収支報告書において、委託費として指定管理申請業務費用分担金 72,000 円が計上されていた。</p> <p>しかし、当該費用は平成 28 年度の旧竹林院の収支に関係なく、指定管理者が負担すべき費用であることから、収支報告書より除外する必要がある。</p>	<p>平成 29 年度以降、同様の誤りがないよう指導しました。</p>	観光振興課

⑤大津市温泉保養交流施設比良とびあ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)自主事業の事業計画書への記載について 【結果】報告書 104 頁</p> <p>敷地内に計 6 台の自動販売機を設置しているものの、事業計画書の自主事業計画において、自動販売機を設置する旨の記載がなされていない。</p> <p>自動販売機の設置は、自主事業とし</p>	<p>平成 30 年度分からは事業計画書に記載するよう指導しました。</p>	観光振興課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
て事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。		
(イ)遊休備品について 【意見】報告書 105 頁 「備品台帳一覧表」に記載されている備品について、10 点抽出し、現物を確認した結果、3 件の備品は使用されていないかった。 比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。	当該備品については、比良とびあから引き上げ、処分に向けた手続を進めているところです。	観光振興課
(ウ)収支の按分方法について (i)社員給料について 【意見】報告書 106 頁 社員給料は、施設管理責任者 1 名分の給料であるが、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。 この点、施設管理責任者が全体の管理者であることを考慮すれば、飲食売上等の自主事業に全く関与していないとは考え難く、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。	指定管理事業と自主事業との経費をモニタリングした上で、全体の経費を賄う収支を適切に見極めるよう努めます。	観光振興課
(ウ)収支の按分方法について (ii)電気代について 【意見】報告書 106 頁 電気代 5,257,743 円は、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。 自主事業に含まれる飲食物販売などにおいては継続して電気を使用しており、自主事業においても電気は必要不可欠であることから、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。	指定管理事業と自主事業との経費をモニタリングした上で、全体の経費を賄う収支を適切に見極めるよう努めます。	観光振興課

⑥大津市おごと温泉観光公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
-------------	----------	-----

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)備品の保管場所について</p> <p>【結果】報告書 111 頁</p> <p>展示パネル全 10 点のうち 1 点及び展示パネル用ポール全 20 点のうち 8 点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。</p> <p>市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。</p>	<p>平成 30 年 7 月までに、市の貸与備品を観光公園内で保管するよう是正します。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(イ)宣伝広告費の記載誤りについて</p> <p>【結果】報告書 111 頁</p> <p>会計帳簿を確認したところ、収支決算書上の自主事業の宣伝広告費 604 円は記載誤りであった。</p> <p>収支決算書上の宣伝広告費 604 円を 0 円に、販売促進費 200,263 円を 200,867 円に修正する必要がある。</p>	<p>平成 29 年度以降、同様の誤りがないよう指導しました。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(ウ)修繕費の記載誤りについて</p> <p>【結果】報告書 111 頁</p> <p>指定管理事業の修繕費 12,096 円はレンタサイクルのチューブ交換費用であり、レンタサイクル事業は自主事業として行われているため、自主事業へ区分修正する必要がある。</p>	<p>平成 29 年度以降、同様の誤りがないよう指導しました。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(エ)人件費の区分経理について</p> <p>【結果】報告書 111 頁</p> <p>所長以外の社員の人件費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。</p> <p>勤務実態に応じた人件費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。</p>	<p>次期指定管理者の募集時には、所長及びその他社員の人件費について、仕様書の委託事業のみに基づく費用を算出し、基準費用を設定するとともに、募集要項において、各職員の委託事業と自主事業の業務比率をあらかじめ設定し、区分整理した上で募集する仕様とします。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(オ)事業区分経理について</p> <p>【意見】報告書 112 頁</p> <p>指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。</p> <p>また、人件費以外のその他の経費についても、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。</p> <p>指定管理者は事業実態に鑑み、経費の事業区分の割り振りを適正に行う必要があると考える。</p>	<p>次期指定管理者の募集時には、人件費と同様に、通信運搬費及び支払手数料について、実態に即した基準費用を設定するとともに、募集要項において、委託事業と自主事業を区分整理した上で募集する仕様とします。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(カ)収支報告の方法について</p> <p>【意見】報告書 112 頁</p>	<p>指定管理事業と自主事業との経費をモニタリングした上で、全体</p>	<p>観光振興課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。</p> <p>市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。</p>	<p>の経費を賄う収支報告の様式に改めるか判断します。</p>	
<p>(キ) 来訪者の増加に繋がる改善について</p> <p>【意見】 報告書 113 頁</p> <p>観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。</p> <p>観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。</p>	<p>進入路のハード面での改善には多額の費用がかかるため、すぐに対応することは困難であります。引き続き、関係部署に働きかけて、改善方法を検討していきます。</p>	<p>観光振興課</p>

⑦ 堅田漁港

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 平成 28 年度事業計画及び実績評価シートについて</p> <p>【結果】 報告書 115 頁</p> <p>組合から市に提出されている「事業計画書」には、具体的な活動内容が記載されているが、実施されていないものがあるにも関わらず、「指定管理導入施設実績評価シート」の各評価項目において、自己評価も所管課評価も全て B 評価であった。</p> <p>また、毎月組合から市へ提出されている「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」の内容が、実施日と実施者以外は 48 回全て同じ内容である。</p> <p>更に、毎月「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」を見て、何の指摘も無く、「指定管理導入施設実績評価シート」に B 評価を付けている市の管理実態にも問題がある。</p>	<p>指定管理者が行う事業の適正な評価については、月次の管理報告時並びに期別のモニタリングの段階から、指定管理者より聞き取りを行い、「事業計画書」の活動内容に基づく業務が達成されていることを確認します。また、不適切と判断される事案について、指定管理者にフィードバックし、改善を指導します。</p> <p>「漁港施設管理日誌」及び「漁港施設管理報告書」については、適正に記載するよう指定管理者に指導します。また、定期的なモニタリングや指定管理者から提出される報告書などから、施設の管理状況を適宜、把握するよう事務の見直しを行います。</p>	<p>農林水産課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ)備品台帳の不備について 【結果】報告書 116 頁 漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しておらず、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。 過去に遡り備品台帳の整備が必要である。</p>	<p>平成 28 年度の決算報告で確認できたプリンターについては、備品台帳に登載しました。それ以前に購入した備品については、現在、指定管理者とともに調査を行っており、同時に備品台帳の整備も行っています。 今後、備品購入に当たっては、市の事前承認を経るよう指定管理者に手を徹底させます。</p>	農林水産課
<p>(ウ)固定資産の把握について 【意見】報告書 116 頁 漁港台帳と称されるもので漁港内の固定資産を管理している。 しかし、実際に存在し、市の所有物である植木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、漁港台帳が平成 9 年 8 月 29 日以降更新されていないことにある。 固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は需要であり、漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。</p>	<p>昨年度から実施している漁港施設のインフラ点検に併せて、固定資産の管理状況に係る確認作業を行っており、同点検が平成 30 年度末までに完了することから、これに併せて、過去の工事伺の情報も台帳に反映させるものとしま</p>	農林水産課
<p>(エ)支出項目について 【意見】報告書 117 頁 通信費内の電話代は固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。 組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。</p>	<p>通信費（電話・ファックス）などの明確な使用料の区分ができないものについては、漁業組合の収益に占める指定管理料の割合で按分する等の手法を検討します。それを踏まえ、経費全般において、按分に対応するものと用途を限定するものに区分します。</p>	農林水産課

(5) 未来まちづくり部

①駐車場7か所

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)経費の負担について</p> <p>【意見】 報告書 121 頁</p> <p>指定管理者は共通に発生する費用について、明確に分けることができないとの理由から、事業報告書の収支状況報告書上で現場管理費として一定額を計上している。</p> <p>しかし、共通費を按分することなしに一定額を計上しては、指定管理業務の共通費の多寡が判断できず、以後の指定管理料の算定に影響を及ぼしかねない。</p> <p>市は、翌期の指定管理期間の協定書、ないし仕様書において共通費を合理的な基準により按分することを考慮されたい。</p>	<p>次期指定管理者の指定申請に当たっては、収支予算書において、指定管理施設の管理運営に係る経費のみを計上するものとします。</p> <p>他の業務との共通経費が有る場合、按分方法を明記した上で、指定管理業務に係る額のみを対象として計上を行うこととします。</p> <p>この経費区分の明確化を募集要項に定めます。</p>	<p>まちづくり計画課</p>
<p>(イ)貸与備品の管理について</p> <p>【結果】 報告書 121 頁</p> <p>市より貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられておらず、また備品シールそのものも保管されていないものがあつた。</p> <p>貸与備品は市の所有物であることから、市の備品の管理ルールを適用する必要がある。</p>	<p>備品管理シールが貼り付けられていなかった備品にはシールを貼付しました。</p> <p>指定管理者への貸与備品は、その取扱いに十分な注意を払い管理することに加え、実物だけでなく備品シールについても市のルールに基づいて適正に管理されるよう徹底します。</p>	<p>まちづくり計画課</p>
<p>(ウ)廃棄予定の回数券類の管理について</p> <p>【意見】 報告書 122 頁</p> <p>駐車場にて回数券が使用された場合、回収時にその回数券の再利用の可否を判断し、再利用が可能なものについては受払簿にて再度受け入れ処理がなされるが、再利用不可能とされる回数券については、実際に機械に投入することで使用自体は可能であるにもかかわらず、保管されているキャビネットに施錠はされていなかった。</p> <p>再利用が不可能と判断した回数券については、その都度使用できないような処理を行うか、実際に廃棄するまで正規品と同程度の管理を行い、適時に廃棄処理を行う必要がある。</p>	<p>再利用不可と判断した回数券の管理について、保管ロッカーに施錠を行い、正規品と同程度の管理を行うよう指定管理者に指示し、改善を行いました。</p> <p>回数券の廃棄方法については、管理運営業務に係る月次報告の際に指定管理者と本市職員が立ち会い、廃棄数量を確認の上、再利用不可能な状態に処理することとしました。また、この廃棄要領を文書化し、両方で共有しています。</p>	<p>まちづくり計画課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(エ) 定期券の更新時の取り扱いについて</p> <p>【結果】 報告書 123 頁</p> <p>定期契約のうち定期券の更新については、その業務処理において、顧客が既に所持している定期券に係員が更新処理を行うものの、システムの仕様上更新時にログが残らず、あくまで定期の申込書が残るのみで、仮に更新処理を書類上無かったことにして不正に更新料を収受したとしても、本社では不正に気付くことができない可能性がある。</p> <p>定期券の更新業務において、指定管理者は本社社員の関与度を高めるとともに、不正の防止・発見策として効果的、また効率的な業務フローを構築することが必要である。</p>	<p>定期券の更新における不正防止について、これまでは係員が週2回駐車を巡回し、駐車車両を定期利用者一覧と照合していました。</p> <p>しかし、不正防止の確認をより効果的かつ効率的なものとするため、定期的に本社において、定期利用者一覧と定期利用日報（精算機と連動したパソコンより出力され、入出庫情報が記載される帳票）を照合することとし、本社社員の関与度を高める改善を行いました。</p>	まちづくり計画課

②都市公園（213公園）

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 事業報告書における自主事業の報告誤りについて</p> <p>【結果】 報告書 126 頁</p> <p>事業報告書における自主事業の報告について誤りがあった。事業計画書や事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。</p> <p>また、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成することになるが、決算報告書を作成する際に、結果的に事業報告書が誤っていたことに気付いた場合には、市に速やかに報告されたい。</p>	<p>自主事業の報告に誤りがあることに気付いた場合は、速やかに市に報告するように指導しました。</p>	公園緑地課
<p>(イ) 事業報告書における写真の使い回しについて</p> <p>【意見】 報告書 127 頁</p> <p>5月及び6月の月次事業報告書において、自主事業の報告に添付された写真が同じであり、使い回しがなされていた。</p> <p>事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。</p>	<p>事業報告書には実態に即した写真を添付するよう指導し、現在は是正されています。今後も注意して確認を行います。</p>	公園緑地課
<p>(ウ) 事業報告書における収支報告の記載について</p>	<p>御指摘後、当該雑費について詳細な報告を求め、その内容の適切</p>	公園緑地課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>【意見】 報告書 127 頁</p> <p>事業報告書における自主事業の収支報告において、雑費として 1 億円以上が支出科目に計上されているが、備考欄には「その他の経費」と記載されているのみであり、全く内容がわからない記載となっている。</p> <p>指定管理者から市へ適切な報告を行うべきであり、事業報告書における自主事業の収支報告において、指定管理者は支出の内容がわかるように記載する必要がある。</p> <p>その上で、市は内容の適切性について確認を行い、必要に応じて証憑を確認する等の対応を行うべきである。</p>	<p>性を確認しました。今後も用途が不明確な支出項目については詳細を求め、収支報告書に明記するよう指導します。</p>	
<p>(エ) 遊具の修繕計画について</p> <p>【意見】 報告書 128 頁</p> <p>遊具の修繕計画の作成については、指定管理業務の仕様書上は、設備の維持管理業務と記載されているのみであり、指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。</p> <p>市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保すべきである。</p>	<p>次回指定管理業務の仕様書に、遊具を含めた公園施設の修繕計画を作成し、市の承認を受けることを明記する予定です。</p>	公園緑地課
<p>(オ) 指定管理業務範囲の見直しについて</p> <p>【意見】 報告書 129 頁</p> <p>公園の維持管理業務と、スポーツ施設の維持管理業務という、性質の異なる業務が混在しているが、一括した業務として公募が行われている。</p> <p>都市公園法に抵触しない範囲とはなるが、このような性質の異なる業務の両方に強みを持つ業者を公募して選定するよりも、業務を分割して公募することにより、各業務により強みを持った業者の公募が可能となり、より民間のノウハウを活用することができる余地があると考えられる。</p> <p>現在の指定管理業務の期間が平成 31 年 3 月 31 日までとなっており、次期の指定管理者の選定に向けて、他の自治体の例を参考にされるなど必要な情報収集を行うことが望まれる。民間のノウハウを最大限活用し、施設のポテ</p>	<p>都市公園の皇子が丘公園プール、におの浜ふれあいスポーツセンター、雄琴臨水公園プール、大津湖岸なぎさ公園プール、南郷公園プール、田上公園プール、唐橋公園プールの夏季プールについては、市民スポーツ・国体推進課所管の 4 箇所の市民プールと一体的に指定管理に出すことにより、民間ノウハウを活用した運営を図ります。プール以外のスポーツ施設については、体育館に一定数以上のスポーツインストラクター配置を義務付けるなど、高い水準の運営を求める仕様とすることにより、民間ノウハウの活用を促す公募を行います。</p>	公園緑地課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
ンシャルをこれまで以上に活かせるように、指定管理の業務範囲について見直す必要がある。		

③柳が崎湖畔公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)貸与備品の管理について 【結果】報告書 131 頁 市から貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。また、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在するものもあった。 貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>現在、市と指定管理者とで管理状況が不明な備品の確認作業を行っており、併せて台帳の整理作業を行っています。</p>	公園緑地課
<p>(イ)備品の引継ぎについて 【意見】報告書 132 頁 直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。指定管理者に確認したところ、前指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。 市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確になってしまうため、引継ぎの際の市による関与が必須である。</p>	<p>市と新旧の指定管理者との三者において、適切な引継が行えるよう、次期指定管理の仕様書に記載する予定です。</p>	公園緑地課
<p>(ウ)絵画の管理について 【結果】報告書 134 頁 びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画（34点、後日調査で個人と前指定管理者が寄託契約を締結していることが判明）が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。 関係者との協議を行い、寄託契約の解</p>	<p>びわ湖大津館に展示されている管理責任が不明な絵画については、これらを絵画の作者に返還するべく、前指定管理者に対応を依頼しています。現在、前指定管理者から作者関係者に協議を依頼しています。</p>	公園緑地課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
除を図るなど、問題点について速やかに解消を図るべきである。		

④ ヴェルツブルクハウス

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 自主事業収入の納付遅延について 【結果】 報告書 136 頁 年度協定書において、指定管理者はその他収益事業等で得た総収入について、毎月末締めで報告書を作成し、市へ提出する、市は報告書に基づき、速やかに総収入の5%に相当する額を指定管理者へ請求し、指定管理者は請求書を受領した日から30日以内に使用料を納めると規定されている。</p> <p>平成28年度の使用料の調定日、納期限、収入日を確認したところ、平成29年3月分を除き、調定日から30日を超えての納期限が設定されており、すべての月において調定日から30日を超えて納付がされていた。</p> <p>市は協定書に従った納期限の設定を行うとともに、指定管理者に対して納期限内の納付を促すことが必要である。</p>	<p>単年度協定書に基づいた納期限内での納付について指導し、平成30年度分は調定日より30日以内の納期までに納付されております。</p>	公園緑地課
<p>(イ) 利用者アンケートの実施について 【意見】 報告書 136 頁 指定管理者は、毎年度終了後、アンケート調査実施結果に関する事項を記載した年次報告書を市に提出しなければならない。</p> <p>しかし、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。</p> <p>アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不相当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。</p> <p>なお、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。</p>	<p>国際交流・文化発信事業に係るアンケートの実施結果について、指定管理者に報告を求めます。</p> <p>なお、レストラン事業の利用者アンケートの実施については、指定管理者から聴き取りを行い、必要であれば基本協定書の見直しについて検討します。</p>	公園緑地課

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)備品、固定資産の管理について</p> <p>【結果】報告書 137 頁</p> <p>指定管理者は、貸与備品一覧に基づき定期的なたな卸実査を実施しているが、所管課である公園緑地課では当該結果を受けとっていない。</p> <p>たな卸報告の受領、検証は重要な手続であると考えられることから、所管課では指定管理者からのたな卸の報告の受領、検証方法について明確にし、毎年確実に運用していくことが求められる。</p>	<p>貸与備品について確認を行い、報告を行うよう指導を行いました。また、次回の指定管理業務仕様書に年度ごとの管理状況を報告する旨明記します。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>(イ)事業報告書における事業収支報告について</p> <p>【結果】報告書 138 頁</p> <p>事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。</p> <p>本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能があることから、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導するとともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。</p>	<p>事業収支報告は予算との比較形式とし、実績が予算に対して妥当なものであるかが一目で判断できる報告様式に改めるよう指導を行いました。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>(ウ)実施報告内容について</p> <p>【結果】報告書 138 頁</p> <p>平成 28 年度の事業計画書において、平成 28 年度の新たな企画として記載されていた障がい者向けイベントに関して実際に行われていたものの、事業報告書上は実施済みであることが明確に記載されていない事業が見受けられた。</p> <p>計画された企画が適切に実施できたかどうかを検証し、次年度の運営改善につなげることが重要であるため、PDCA サイクルの基礎となる実績報告は、計画書との対比で明確に報告するよう指導する必要がある。</p>	<p>計画された企画が事業計画どおり実施されたか対比して報告するなど、事業実績を明確にして報告するよう指導を行いました。</p>	<p>公園緑地課</p>

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)消火器の設置状況について 【結果】報告書 141 頁 石山駅前自転車駐車場、石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10 年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。 また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が 10 本ある自転車駐車場がある一方で、1 本も設置されていない自転車駐車場もあった。各自自転車駐車場の規模や収容台数等に 応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。</p>	<p>有効期限が切れている消火器については、来年度当初予算において消火器の備品購入費を予算要求し、優先順位を定め、随時、交換を行います。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(イ)現金管理について 【意見】報告書 142 頁 唐崎駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、坂本駅前自転車駐車場の 4 か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。 上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではないため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。</p>	<p>指定管理者と適切な公金管理に向けて協議し、金庫の設置を検討します。なお、本市の負担が必要であると考えられる場合は、来年度の当初予算において、予算要求を行います。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(ウ)防犯カメラについて 【意見】報告書 143 頁 大津駅前自転車駐車場に設置されている防犯カメラが故障していた。市の担当者も平成28年11月頃に故障していることを確認していたが、防犯カメラ</p>	<p>防犯カメラの稼働状況については、指定管理者と連携をとりながら把握し、防犯カメラが故障した場合は、予算の範囲内において、修理を行います。</p>	<p>道路・河川管理課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>は基本協定書で規定される指定管理者へ無償貸与する備品には含まれておらず、市が直接管理する備品となっており、市の予算が確保できなかったため修理されないままとなっていた。</p> <p>業務に支障をきたす状況は即座に解消する必要があるため、防犯カメラの故障を把握した場合には、基本協定書に記載されているとおり、市と指定管理者が協力し、適宜連絡を取り、早急に修理を行う必要がある。</p> <p>また、業務として防犯カメラを実際に現場で利用するのは指定管理者であるため、指定管理者が管理を行い、故障した場合には迅速に対応することができるように、指定管理者に無償貸与して指定管理者の管理対象備品とする等、仕様書の記載を実態に合ったものに修正することも検討するべきである。</p>	<p>また、防犯カメラの管理及び映像確認等についても指定管理者が業務として行うよう、来年度の指定管理者更新時に仕様書の変更を行います。</p>	

(6) 教育委員会

①大津市立大津公民館

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)月次報告及び期別報告について</p> <p>【結果】報告書 145 頁</p> <p>基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。</p> <p>基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>	<p>基本協定書に基づき、月次事業報告書には「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には「アンケート調査実施結果」を記載するよう指定管理者に指示し、月次事業報告書には平成30年2月分から、期別事業報告書については、平成29年度第3期（12月から3月まで）からそれぞれ報告されています。</p>	生涯学習課
<p>(イ)経費按分について</p> <p>【意見】報告書 147 頁</p> <p>「(1)市民部 ②大津市民会館</p> <p>【結果及び意見】(エ)経費按分について(意見)」と同じ内容である。</p> <p>《参考》</p> <p>(1)市民部 ②大津市民会館【結果及び意見】</p> <p>(エ)経費按分について</p> <p>大津市民会館の指定管理者は大津公民館の指定管理も担っており、建物も大津公民館と一体となっていることから、共通経費については通常大津市民会館と大津公民館で60%と40%という比率で振り分けを行っているが、共用部分に係る修繕費は全て大津公民館に計上されていた。</p> <p>これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分する必要があると考えられる。</p>	<p>施設の共用部分に係る修繕費については、共通経費と同様に合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分し、収支決算書に計上するよう指定管理者に指導しましたが、平成29年度の修繕費については、既に合理的な比率を用いた按分で計上されています。</p>	生涯学習課

2. 委託業務

(1) 政策調整部

①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)委託金額の積算根拠について</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p> <p>委託料の上限を受領したふるさと納税額の 15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。</p> <p>次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。</p>	<p>先行自治体を参考に 15%以内としましたが、文書化された積算根拠は、当初から存在しません。</p> <p>現在、次のプロポーザル実施に向けた準備を進めているところで、次々回の委託料の予定価格の参考とできるよう、設定した委託料の積算根拠を文書として残します。</p>	企画調整課
<p>(イ)個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて</p> <p>【結果】 報告書 149 頁</p> <p>委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。</p> <p>委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。</p> <p>また、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。委託契約の締結に当たっては個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。</p>	<p>平成 30 年 3 月 23 日に別記「個人情報取扱特記事項」を委託業者に交付し、本市が要請すべき個人情報に関する取扱事項を遵守するよう指示しています。</p> <p>また、本業務以外も含め、委託契約締結に係る決裁が形式的にならないよう、決裁権者は、個人情報取扱事項のみならず委託契約書に記載されている事項全てに不備がないか、確実に確認した上で決裁を行うよう留意します。</p>	企画調整課
<p>(ウ)委託業者からの報告内容及び市の検査について</p> <p>【結果】 報告書 150 頁</p> <p>委託業者からは寄附金額及びその寄附金額を基礎として算定された請求額が記載された報告が電子メールで送られてくるだけで、市も寄附金額及び請求額が合っていることを確認しているのみであり、委託契約書に記載されているような委託業者からの完了報告や市の検査行為は行われていない。</p> <p>契約書に基づき、市は委託業者に完了報告を求め、市の検査行為を行う必要がある。</p>	<p>平成 30 年 4 月分から、委託業者から「委託業務完了月間報告書」の提出を受け、市の検査行為を行うようにしています。</p>	企画調整課

②共通事務処理システムサポート業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)誓約書の提出漏れについて</p> <p>【結果】報告書 152 頁</p> <p>委託業務について、受託者が第三者に委託した場合には、誓約書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>受託者から数社に再委託されており、再委託に関する通知文書は書面で残されていたが、誓約書の提出状況について確認したところ、誓約書が提出されていないことが判明した。</p> <p>当該委託業務について速やかに誓約書を提出させることは勿論のこと、今後、こういった事象を繰り返さないようなチェック体制の構築についても検討すべきである。</p>	<p>御指摘後、速やかに誓約書を提出させました。また、誓約書の提出義務について、受託者に再度説明を行いました。併せて、委託契約の内容が着実に履行されているか正副の担当者が互いにチェックする体制を整えました。</p>	<p>情報システム課</p>
<p>(イ)再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について</p> <p>【意見】報告書 153 頁</p> <p>再委託先における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認していなかった。</p> <p>大津市情報セキュリティポリシー上は、必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の十分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認すべきである。</p>	<p>再委託がなされる場合は、再委託先の情報セキュリティ対策の十分性や外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかなどについて確認します。</p>	<p>情報システム課</p>
<p>(ウ)長期契約継続の適用の検討について</p> <p>【意見】報告書 153 頁</p> <p>情報システム課では、情報システムの保守・運用業務委託については、契約規則において、長期継続契約を締結することができる契約における、いずれの業務にも該当しないと判断している。そのため、当該委託業務だけではなく、他の情報システムの保守・運用</p>	<p>御指摘の情報システムの保守・運用業務委託について契約規則を確認したところ、役務のみの保守・運用業務委託は長期継続契約に該当しないことを確認しました。保守・運用業務委託の長期継続契約の可能性について、契約部門と相談してまいります。その上で可能であれば、見直しの検討を</p>	<p>情報システム課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>業務委託についても、長期継続契約とせず、単年度契約としていた。</p> <p>一般的に、情報システムの保守・運用業務委託は長期にわたるものであり、長期継続契約として締結することにより、コスト削減効果や安定的なサービスの提供が可能となるものである。契約規則に基づき、情報システムの保守・運用業務委託について長期継続契約として締結することができるかどうかについて再確認されたい。</p>	行います。	
<p>(エ)見積書における工数の確認について</p> <p>【意見】 報告書 154 頁</p> <p>施設予約運用支援業務の工数については見積書上、1人月とされているが検証が不十分である。</p> <p>実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証を行うべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討すべきである。</p>	<p>月次定例会の資料から年間の対応実績の検証を行い、契約形態の変更も含めて今後、検討します。</p>	情報システム課

③ASP型CMSサービスサポート業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)ライフサイクルコストを意識した調達について</p> <p>【意見】 報告書 156 頁</p> <p>平成 26 年にホームページをリニューアルした際に、リニューアル後のサポート業務を含めたライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかった。</p> <p>今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざる得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達が実施できるように、必要な手順を整備した上で運用するべきである。</p>	<p>現在、ホームページを再構築する予定はありませんが、再構築時には、他の先進自治体の事例を参考にして、ライフサイクルコストを意識した調達を行います。</p>	情報システム課
<p>(イ)契約書に沿った報告について</p> <p>【意見】 報告書 156 頁</p> <p>当該委託業務には5つの業務が含まれているが、各業務に対する個別の実績内容が把握できる形式で報告書が作</p>	<p>平成 30 年 4 月から個別の実績内容（対応日、概要、対応内容、結果等）が記載された業務報告書を受理しています。今後、業務ご</p>	情報システム課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>成されていなかった。そのため、業務ごとの対応件数や課題は不明であり、分析しようがない形式となっている。それぞれの業務ごとの対応件数や課題等を明記するなど、業務ごとの成果を分析できるようにし、契約内容について適時に見直せる体制を構築すべきである。</p>	<p>との成果を分析し、必要に応じて契約内容を見直します。</p>	

(2) 総務部

①平成 28 年度定期健康診断業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 随意契約について</p> <p>【意見】 報告書 158 頁</p> <p>当該業務に対して委託金額が多額であるにも関わらず、入札か随意契約かの検討がなされていない。</p> <p>市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく 2 人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は共済組合以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も共済組合から提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。</p> <p>例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者への委託や、実際に診断業務を行っている K K C への直接委託も検討すべきであり、他の事業者の健康診断単価表や見積書を取り寄せ、定期的に単価の妥当性も検証すべきである。</p> <p>また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討をされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取組について一考願いたい。</p>	<p>定期健康診断業務を共済組合へ委託することについては、共済組合（保険者）が実施する成人健康診断及び特定保健指導と併せて一体的に運用を図っており、健診回数が 1 回で済むほか、健診会場の確保や実施日数の短縮、業務に従事する職員も含め、合理的な業務運営につながるものであり、物理的な検討を進めた中においても、現状での対応が妥当であると考えています。また、直接 K K C と契約することによる単価メリットについて、現在、共済組合が県内の他の市町と併せて契約（約 1 万 6 千人）しており、市単独で契約（約 4 千人）する場合と比較すると、市単独で契約する方が単価は高くなります（共済組合及び K K C 確認済）。</p> <p>今後も、「総務部等委託契約等審査委員会」における審査結果を前提として、共済組合との連携のもと、委託業務の実施に努めていきます。</p> <p>なお、単価の妥当性については、何らかの検証が必要であるとの考えから、他の医療関係機関から定期的（3～5年に1度）に見積書を取るなど、その価格の確認に努め、単価に差異が生じる場合については、共済組合及び K K C と協議し、より良い業務提携が行えるよう対応してまいります。今年度において、次年度（平成 31 年度）の予算編成時期にあわせて対応していく考えです。</p>	<p>人事課職員支援室</p>

②平成 28 年度行政付加健康診断業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)随意契約について</p> <p>【意見】報告書 160 頁</p> <p>市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく 2 人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は K K C 以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も K K C から提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。</p> <p>当該業務の内容は特殊な技術を要するとは言えず、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者も検討すべきである。また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討がされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取り組みについて一考願いたい。</p>	<p>行政付加健康診断業務を K K C へ委託することについては、共済組合（保険者）が実施する成人健康診断及び特定保健指導を併せて一体的に実施できることから、健診回数が 1 回で済むほか、健診会場の確保や実施日数の短縮、業務に従事する職員も含め、合理的な業務運営につながるものであり、物理的な検討を進めた中においても、現状での対応が妥当であると考えています。</p> <p>今後も、「総務部等委託契約等審査委員会」における審査結果を前提として、一体的運用の中で、K K C との連携のもと、委託業務の実施に努めていきます。</p> <p>なお、単価の妥当性については、何らかの検証が必要であるとの考えから、他の医療関係機関から定期的（3～5 年に 1 度）に見積書を取るなど、その価格の確認に努め、単価に差異が生じる場合については、K K C と協議し、より良い業務提携が行えるよう対応していきます。今年度において、次年度（平成 31 年度）の予算編成時期にあわせて対応していく考えです。</p>	<p>人事課職員支援室</p>

(3) 市民部

①大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)委託契約の方法について</p> <p>【意見】 報告書 166 頁</p> <p>平成 28 年度の委託業務は平成 27 年度の委託業務内容を踏まえたものであることから、平成 27 年度には応募業者が 4 社であったのが、平成 28 年度には平成 27 年度に選定された委託業者 1 社となっている。</p> <p>また、平成 28 年度の公募型プロポーザルにあたっては、平成 27 年度の委託契約先から見積書を入手した上で、その見積金額 5,425,920 円を予定価格とし、同社と 5,400,000 円により契約を行っている。</p> <p>平成 28、29 年度は他の業者からすると参入障壁が高く、結果として平成 27 年度のプロポーザルの結果により、その後 3 年間の委託業者が決まる結果となっており、長期継続契約による方が平成 28、29 年度の競争性を保つことができたと考えられる。</p>	<p>本委託契約は平成 27 年度の業務開始当初、複数年での契約の見通しとはなっておらず、事業の進捗結果を踏まえて、毎年新たな業務内容でプロポーザルを実施し、契約を締結していたものです。</p> <p>また契約規則上、長期継続契約の対象業務ではなかったこともあり、長期継続契約としての契約には至っていませんでした。</p> <p>本委託契約は平成 29 年度で終了していますが、今後同様の業務委託の契約の際には、御指摘のあった点を踏まえた事務処理を行います。</p>	自治協働課市民センター改革推進室

②大津市コールセンター運營業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア)多言語通訳サービスの再委託</p> <p>(i)委託業者と再委託業者の契約の把握について</p> <p>【意見】 報告書 168 頁</p> <p>市は委託業者と再委託業者との契約形態や契約金額を把握していない。</p> <p>市は、委託業者が委託業務の一部若しくは全部の実施を第三者に委託する場合には、委託業者と再委託業者の契約内容を把握した上で承諾する必要がある。</p>	委託業者と再委託業者との契約形態や契約金額について、受託者に対して契約書等の提出を求め、契約内容の把握を行いました。	自治協働課市民相談室
<p>(ア)多言語通訳サービスの再委託</p> <p>(ii)多言語通訳サービスの見直しについて</p> <p>【意見】 報告書 168 頁</p> <p>市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は年間 1,433,556 円であるが、多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数 1 件</p>	<p>多言語通訳サービスについては、その利用件数は少ないものの行政として必要なサービスと考えます。</p> <p>当該サービスにかかる委託料について、前項に記載した契約内容の把握により、当年度、受託者との協議を行った上で、次回の契約に向け仕様の検討を行います。</p>	自治協働課市民相談室

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>当たりの単価は、いずれの年度も 10 万円を超えるような高額なものとなっている。</p> <p>市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。</p>		
<p>(イ)「支出負担行為兼伺書」の決裁日記載漏れについて</p> <p>【結果】報告書 170 頁</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日に起案された当該委託契約に係る「支出負担行為兼伺書」に決裁日の記載がなかった。</p> <p>「支出負担行為兼伺書」の決裁日は支出行為を行うことを市として意思決定した日付を明示するものであり、かつ、決裁手続が適正に行われたか否かを確認するために必要かつ重要な情報である。</p> <p>今後は、決裁者による決裁がなされたタイミングで適時に漏れなく決裁日を記載する必要がある。</p>	<p>御指摘いただきました決裁日の記載漏れにつきましては、今後は当該文書にとどまらず、適時に決裁日を記載します。</p>	<p>自治協働課市民相談室</p>

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 随意契約先の検討について 【意見】 報告書 172 頁 市は随意契約理由として、現在の委託先である天津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を挙げているが、事業目的を全うできる事業体は他にないのか、などの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。 唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業者を探すなど、様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。</p>	<p>天津市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められる団体であり、本市の地域福祉の中核を担う団体です。生活困窮者支援は、様々な困りごとを抱える相談者に対し包括的な支援を行える唯一の法人として、他都市の状況も参考に随意契約を行っています。今後、広く参加者を募ることで、より事業目的に適した事業者を探すため「公募型のプロポーザル方式」も視野に入れて検討していきます。</p>	福祉政策課
<p>(イ) 再委託に関する承諾について 【結果】 報告書 173 頁 事業の一部を再委託するにあたり、市は事前に承諾はしているが、口頭で行われるのみで文書としては残されていない。 原則として再委託を認めないことになっており、例外的に市が承諾した場合に限って認められている。事実、市も再委託を認める場合には口頭ではなく文書を取り交わすこととしているため、口頭による再委託の承諾は認められない。</p>	<p>平成 30 年度から再委託を承諾する際には、書面によることとして見直しを行いました。</p>	福祉政策課
<p>(ウ) 再委託先への個人情報保護について 【結果】 報告書 173 頁 委託先が再委託を行う場合であっても、個人情報の取扱いに対しては市が委託先と取り交わしているものと同程度の水準が求められる。 しかし、当該委託業務では、委託先と再委託先との契約において、「個人情報取扱特記事項」は取り交わされていない。 市は再委託を承諾するにあたり、再委託先に対しても個人情報の保護が徹底されているかどうかを確認すべきで</p>	<p>平成 30 年度から再委託を承諾する際には、委託先と同程度の水準による「個人情報取扱特記事項」を取り交わしていることを確認の上で承諾するよう見直しを行いました。</p>	福祉政策課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
ある。		

②平成28年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア)公告期間について</p> <p>【意見】報告書 176 頁</p> <p>当該委託業務に係る入札に際し、入札公告等を開始してから入札資格申請提出期限までの期間が10日間と、市の契約規則の第3条に規定されている最低限の期間しか設定しておらず、それまで随意契約としていたものを一般競争入札に切り替えるという転換点にしては公告の期間が不十分であり、また2度目の入札も3年ぶりの入札になるにも関わらず、同様に公告期間が10日間と短かった。実際、当該一般競争入札の応札者数は1者のみであった。</p> <p>契約規則に定められている期間はあくまで最低限の期間であり、かくあるべしというものではない。そのため、受注機会を均等にし、競争性を高めることで経済性を最も確保するという一般競争入札の長所を最大限発揮するためにも、状況に応じて公告期間を適切な期間に延ばすなど、応札者数が増加する努力をすべきである。</p>	<p>平成29年度より期間を延ばして公告しましたが、参加業者は1社でした。</p> <p>そこで、今後の参考にバスの代替運転業務をしている業者等に公告や仕様書の内容を確認したところ、仕様書に記載している運転手の資格要件が厳しく、入札に参加しにくくなっていると指摘を受けたため、今後、当該業務の仕様書の見直しをしていきます。</p> <p>また、他園の同委託業務の入札については、仕様書の見直しをしたところ、数社の参加がありました。</p>	<p>幼児政策課</p>

(6) 産業観光部

①百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア)委託業務の実績確認について</p> <p>【意見】報告書 182 頁</p> <p>委託仕様書では事業効果検証を行うことを要求しているが、事業報告書上は実績が記載されているのみであり、目標値に対して実績がどうであったかの事業効果検証に関する具体的な記載は見当たらなかった。</p> <p>事業効果検証などの結果が記載された実施報告書を受託者から受領した上で、市は委託業務の実施内容を確認すべきである。</p>	<p>平成 29 年度以降、実施報告書の中で事業効果検証を行うようにし、報告書に不足がないか確認しています。</p>	<p>観光振興課</p>

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア)見積りの妥当性の確認について</p> <p>【結果】報告書 185 頁</p> <p>同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車 1 台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。</p> <p>しかし、委託業務完了報告書では、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。</p> <p>したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCA サイクルを適切に機能させる必要がある。</p>	<p>一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務の積算については、収集に使用する車両の種類ごとに、収集車両 1 台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に計算しています。</p> <p>その計算に当たっては、人件費については本市の給与関係諸規定を、福利厚生費については社会保険料率等の改定や被服の実勢価格を、車両関係費については軽油の実勢価格や委託業務完了報告書及びじん芥収集車両運行状況報告書により把握した前年度の走行距離及び燃料使用量を、その他の項目については自賠責保険料率の改定を、それぞれ適切に反映させるなど、金額面の妥当性を確保する措置を以前から講じており、PDCAサイクルが一定程度機能していると考えますが、監査結果を踏まえ、委託業務完了報告書の様式の今年度中の見直しに向けて検討しています。</p>	<p>廃棄物減量推進課</p>

(8) 未来まちづくり部

②伊香立公園管理運営業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア) 随意契約理由の明確化について 【意見】 報告書 191 頁 市は随意契約理由の一つとして、「伊香立公園の開設以来、今日まで同公園の維持管理は伊香立公園管理委員会が主に行っている。その管理実績は良好であり、また、ノウハウの蓄積もある。」ことを挙げているが、「性質又は目的が競争入札に適しない」とまで言うことはできず、随意契約理由としては不十分である。 上記随意契約理由とは別に、「伊香立に建設した一般廃棄物処理施設の操業延長に関する覚書に伊香立公園の施設の管理事業における地元住民の雇用への配慮という項目があるが、こうした事項についても寄与することができる」ことを挙げている。 しかし、所管課である公園緑地課は、本来市内都市公園の維持管理の有効性や効率性、施設利用者の便宜などを考慮して、受託者を選定すべき立場であり、地元住民の雇用への配慮の必要があるとしても、明確な随意契約理由を示した上で事業を実施すべきである。</p>	<p>御指摘を受け、一者特命随契の形態を改めるべく、受託者に対し次年度以降の契約方法の見直しについて説明を行いました。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>(イ) 業務仕様書に従った報告書の提出について 【結果】 報告書 191 頁 便所清掃業務の日常清掃は、毎週月曜日に実施することが規定されている。また、毎月提出する報告書には当該月に係る実施回数全てについて、1箇所1回につき、それぞれ実施前、実施中、実施後の3枚の写真を添付することが規定されている。 しかし、平成28年度の毎月の便所清掃業務について、月初めの日常清掃に係る作業写真は受託者より提出されているものの、2回目以降の写真は提出されておらず、市も受託者に対して提出を求めていなかった。 受託者に対し、仕様書に従った作業写真の提出を求める必要がある。</p>	<p>仕様書に従い、作業写真を添付して報告書を提出するよう受託者に指導しました。御指摘後、報告書の提出があった際には、作業写真が添付されているか担当者が確認をしています。</p>	<p>公園緑地課</p>

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア)契約方法について</p> <p>【意見】報告書 194 頁</p> <p>平成 9 年度から平成 28 年度までの 19 年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されており、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。</p> <p>業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。</p> <p>競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。</p>	<p>競争入札も視野に入れながら、別の清掃業務委託契約の範囲に当該清掃範囲を追加して行うなど、業務効率化を図れるよう検討します。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(イ)長期継続契約の検討について</p> <p>【意見】報告書 194 頁</p> <p>委託契約は、毎年単年度契約となっている。毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契約金額が低くなる可能性もある。</p> <p>長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとのことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。</p>	<p>今後は長期継続契約も視野にいれ検討します。</p>	<p>道路・河川管理課</p>

(11) 教育委員会

②大津市学校給食業務〈北部調理場〉

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア)委託契約金額の算定について</p> <p>【意見】 報告書 201 頁</p> <p>「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、調整計算を行った上で契約額を算定している。</p> <p>■ 契約額と見積額の差 904,369 円 （見積額からの減額）</p> <p>しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。</p>	<p>従来から各年度の委託料契約額については、当該年度の直近の児童推計等に基づき積算額を算出し、算出しています。</p> <p>しかしながら、プロポーザル実施時の実施要領等に、翌年度の委託料の算定について直近の児童推計等に基づき再計算を行う旨の明記をしていないため、今後のプロポーザル実施時にはその旨を明記することとします。</p>	<p>学校給食課</p>
<p>(イ)契約更新について</p> <p>【意見】 報告書 201 頁</p> <p>「公募型プロポーザル実施要領」において、業務期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間とすること、委託契約については、毎年度ごとの契約とすることが記載されている。</p> <p>一方で、委託契約書には、契約期間中の解除の定めがあるものの、契約の更新に関する定めがなく、仮に契約の更新を避けるべき事情が発生した場合の契約上の手当がされていない。</p> <p>北部共同調理場に限らず、学校給食業務委託は3年から5年の業務期間により行われているため、委託契約書には契約更新に係る必要な定めを設けるべきである。</p>	<p>契約の仕様や委託料の積算が毎年変更になるため、毎年度委託契約を締結していましたが、単年度契約の場合、期間満了時に翌年度の契約が締結されない事態が起こる可能性も考えられるため、平成30年度の契約から、長期継続契約として契約を締結することとしました。</p> <p>なお、南部調理場については、5年契約、北部調理場については、残りの業務期間である3年契約としています。</p>	<p>学校給食課</p>